

神明病院通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第一条 医療法人社団せいゆう会神明病院が開設する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という）が行うリハビリテーションの事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハビリの理学療法士・作業療法士等は他従事者と協働し、かかりつけの医師がリハビリテーションの必要性を認めた要介護状態、及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第二条 通所リハビリの従事者は、要介護状態、及び要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう支援すると共に、心身の機能維持、回復を図る。

二、 リハビリテーション事業の実施にあたり、近隣地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地)

第三条 名称： 医療法人社団せいゆう会 神明病院通所リハビリテーション
所在地： 兵庫県明石市大久保町大窪 2525 番地の 1

(従事者の職種・員数及び業務内容)

第四条 通所リハビリに勤務する職種・員数及び職務内容は 2 単位共通にて以下のとおりとする。

一、 管理者 医師 1 名（常勤換算）
管理者は、通所リハビリ従事者の管理及び利用申し込みに関わる調整、業務の状態把握、その他の管理を一元的に行う。

二、 セラピスト（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 1 名以上（常勤換算）
介護職員（介護福祉士等） 1 名以上（常勤換算）

イ) 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリは、利用者の要介護・要支援状態の悪化防止に努め、また機能回復が図れるよう、その目標を設定し計画的に行う。

ロ) 医師、理学療法士・作業療法士等は、診療又は運動機能検査、生活環境を基にリハビリテーションの目標を設定し、達成の為に具体的なサービス内容等を記載した計画書を作成する。

ハ) 医師・理学療法士・作業療法士等は、リハビリテーション計画書内容を利用者

又はその家族に対し、分かりやすく丁寧に説明する。

- 二) それぞれの利用者について、計画に沿ったサービス実地状況及び、その評価を記録し5年間保管する。

(営業日及び営業時間)

第五条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業時間は以下のとおりとする。

- 一、 営業日 月曜日 ～ 土曜日 (祝日含む)
但し、日曜日・12月31日 ～ 1月3日までを除く
- 二、 営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分
サービス提供時間
 - ① 6時間以上8時間未満
1 単位目：午前9時30分 ～ 午後3時45分
2 単位目：午前10時00分 ～ 午後4時15分 を基本とする。
 - ② 1時間以上6時間未満までの時間内で、1時間単位でのサービス提供を行う。
 - ③ 介護予防通所リハビリの場合は、基本的に4時間未満の時間設定でのサービス提供を行う。

※サービス提供は介護支援専門員が作成するサービス計画時間に添って提供する。予定された提供時間を利用者都合で短時間サービス提供となった場合は、サービス計画時間通りの料金計算するものとする。但し自然災害等、事業所都合での短時間サービス提供となった場合は、この限りではない。

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの内容)

第六条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリは2単位設定とし、利用定員は1単位ごとに20名を上限とする。

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの内容)

第七条 内容は以下の通りとする。

- 一、 病状・障害の観察、生活機能の維持、向上、評価
- 二、 個別リハビリ・集団リハビリ・生活行為向上リハビリ・認知症利用者生活機能改善リハビリ・日常生活自立に向けた効果的リハビリ 等
- 三、 心身機能維持・向上の為にレクリエーション
- 四、 利用者、家族へのADL向上、IADL拡大の為に助言的指導
- 五、 安全・安定入浴。介護予防通所リハビリにおいては、機能的に必要とされる利用者限定し、浴槽出入り等の訓練期間を三ヶ月未満と設定した上での入浴を実施。継続入浴は行わない。
- 六、 その他 栄養状態、心身の状態を把握した上でのリハビリテーション 等

(利用料・加算算定に関する事項)

第八条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用料は以下のとおりとする。

- 一、 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリを提供した場合の料金は、国が定める基準によるものとする。また各種加算においても同様とする。
国が定める基準による料金、各種加算料金に関しては重要事項説明書に料金表示すると共に、事業所内に掲示する。
- 二、 食事は外部発注であり、お弁当、汁物に係る実費を喫食分徴収する。
- 三、 利用中にオムツを使用した場合は、法人が定める単価にて実費徴収するが、使用したオムツの同等品の返却の際は、実費徴収しない。

(通常の事業実施地域)

第九条 通常の実施地域は、明石市内・神戸市西区岩岡町とする。

(非常災害対策)

第十条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリを実施中に、地震や火災などの非常災害が発生した際には、従事者は利用者の避難誘導、安全確保を行うと共に、必要に応じて隣接する母体病院と連携を取りながら、必要な措置を講じる。

(サービス利用の留意事項)

第十一条 サービス利用にあたっては、以下の内容を留意事項とする。

- 一、 要介護者の利用者の送迎は原則として玄関までとするが、介護が必要な場合は介助の範囲の相談に応ずる。
但し、要支援者の送迎に関しては、自ら、又は家族送迎の対応は自由であり、必ず事業所が送迎を行うことを強制するものではない。
- 二、 利用者にはサービスを受けるにあたり、運動しやすい服装・履物を着用してもらう。
- 三、 利用前日又は当日の朝に、体調変化等が見られる場合は、原則として利用を中止する。事業所は、家族等にその旨を連絡し理解を得る。
又、利用中に体調不良等の変化が見られた場合は、以降のサービスを中止し、安静を保つ、診察を促す、帰宅を勧める等、家族との合意により決定する。
但し、明らかに医師の診察が必要な状況である場合は、事業所判断で母体病院への搬送、家族連絡を行う。

(身体拘束等の禁止及び人権擁護)

第十二条 利用者に対する対応を以下のとおりとする。

- 一、 サービス利用中の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合

を除き、身体的拘束・その他利用者の言動を制限する行為は行わない。

- 二、 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止の観点から、利用者の心身の状態の変化や言動に注意し、疑わしき場合であっても各関係機関との連携を怠らず、必要措置を講ずる。

(個人情報・プライバシー保護・秘密保持)

第十三条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報、プライバシーは第三者に漏らさない。従事者で無くなった後においても専門職としての倫理要綱を遵守すると共に、従事者との雇用契約の内容とする。

業務上、他のサービス事業者と連携を図るうえで共有する必要がある情報については、利用者との契約時に個人情報同意書を交わし、同意を得た上で必要最低限での情報提供とする。

また、従事者は個人のプライバシーに配慮しながら業務にあたるものとする。

(虐待の防止)

第十四条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待に努め、各関係機関との連携により必要な措置を講じる。

- 一、 利用者の人権の擁護、虐待防止の為、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対して研修を行うなどの措置を講じ、事業所として虐待防止に努める。
- 二、 事業所は虐待防止の観点から、委員会の開催・指針の整備・研修の実施等を行い、身体的虐待・介護の放棄・心理的虐待・経済的虐待等の防止に努める。
- 三、 事業所は利用者の生命または身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。
- 四、 やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管する。
- 五、 事業所は身体拘束の適正化の為の対策を検討する為、指針の整備、委員会、研修会を開催する。

(衛生管理等)

第十五条 事業所は感染症及び新興感染症の予防やまん延防止に努める

- 一、 感染症及び新興感染症の予防や蔓延防止のため、指針の整備・委員会・研修会を開催する。
- 二、 感染症及び新興感染症の予防や蔓延防止のため、発熱や嘔吐下痢等感染症の可能性が感じられる場合は利用者・利用者家族と利用について協議する。
- 三、 感染症及び新興感染症の予防や蔓延防止のため、必要に応じてマスク・ガウン等の感染予防対策を講じる。

(事業継続計画の策定等)

第十六条 事業所は感染症及び新興感染症や自然災害発生時において、事業を継続するあるいは速やかな事業再開の為の策を講じる。

- 一、 感染症及び新興感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの継続、非常時での体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。
- 二、 事業所従事者は、事業継続計画を周知するとともに、指針の整備・研修会・訓練を開催するものとする。
- 三、 業務継続計画について、介護サービス情報公開システムの登録すべき事項に掲げるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第十四条 事業所は従事者の質の向上を図る為の研究計画を策定し、計画的に実施する。また業務体制は人員不足が生じないよう常に整備する。

- (2) この規定に定める事項以外、運営に関する重要事項は、医療法人社団せいゆう会と事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 平成 12 年 4 月 1 日から施行する
平成 28 年 6 月 サービス提供時間変更
令和 5 年 4 月 追記して施行する
令和 6 年 4 月 追記して施行する